

付加年金で年金を増やせます

市民課国民年金担当 ☎224・5764

付加年金保険料は、国民年金第一号被保険者を対象にした国民年金制度独自の上乘せの年金です。

定額の国民年金保険料に加算して付加年金保険料を納めると、老齢基礎年金に付加年金が加算されます。

対象：第一号被保険者（農業・自営業・学生などで、65歳までの任意加入被保険者を含む）

*保険料の納付を免除されている方や国民年金基金に加入している方は、納付できません。

付加年金保険料(月額)：400円

支給される付加年金額(年額)：

200円×付加年金保険料を納付した月数

納付開始：申し込み月から納付(さ

かのぼつての納付はできません)

申し込み：年金手帳・印鑑を持参し、

市民課(本庁舎1階)・出張所・連絡所

5月27日(日)はごみゼロ運動

資源循環推進課 ☎239・6267

ごみゼロ運動は、道路や公園などの公共の場に散乱している空き缶などのごみを拾って、清潔な環境を保つ運動です。川越が美しいまちであ



みを回収する日ではありません。

ごみゼロ運動以外にも……

市では、ごみゼロ運動の日以外に地域の清掃活動を行う団体に、ごみ袋の支給やごみ挟み・啓発用ベスト・リヤカーを貸し出しています。

また、県(川越県土整備事務所 ☎243・2020)では、道路の清掃活動を支援する「彩の国ロードサポート」、河川の清掃活動を支援する「彩の国リバーサポート」があります。ご利用ください。

資産税課からのお知らせ

資産税課管理担当 ☎224・5642

都市計画税率の改定について

平成21年に川越市税条例が改正され、都市計画税の税率が段階的に改定されることとなりました。これにより、平成24年度からは、0・25%から0・3%になります。都市計画税は都市基盤整備の重要な財源です。市民の皆さんのご理解とご協力

をお願いします。

固定資産税の減免

火災などで損害を受けた家屋の固定資産税のうち、納期限が到来していない分は、一定の要件を満たせば減免を受けることができます。消防局予防課が発行する「り災証明書」を持参し、資産税課(本庁舎2階)に相談してください。

障害者の軽自動車税を減免

市民課税制担当 ☎224・5637

身体障害者手帳・戦傷病者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳を持つ方のうち、一定の要件に該当

通知書などを発送しました

名称	対象	発送日	問い合わせ
軽自動車税納税通知書兼領収証書	平成24年4月1日現在、原動機付自転車、軽自動車、小型特殊自動車または2輪の小型自動車の所有者	5月10日	市民課税制担当 ☎224・5637
固定資産税・都市計画税納税通知書	固定資産(土地・家屋・償却資産)の所有者	5月10日	資産税課管理担当 ☎224・5642

市税納期のお知らせ

名称	納期限	問い合わせ
軽自動車税	5月31日	収税課収税管理担当 ☎224・5686
固定資産税・都市計画税(第1期)	5月31日	収税課収税管理担当 ☎224・5686

*今年度から固定資産税もコンビニエンスストアで納付できるようになりました。詳しくは4月25日発行の広報川越・5ページをご覧ください。

する場合は軽自動車税が減免になります。また、これらの手帳を持つ方と生計を同一にする方が所有する車を、手帳を持つ方のために運転する場合も減免の対象です。

減免には申請が必要です。昨年に引き続き減免の申請をする方は、郵送での申請が可能です。

申請

5月24日(木)までに市民課(本庁舎2階)。

必要書類

- 平成24年度軽自動車税納税通知書
- 運転免許証
- 各手帳

平成24年度は

固定資産税「評価替え」の年です

資産税課土地担当 0224-5645

家屋担当 0224-5684

固定資産税は、毎年1月1日に固定資産(土地・家屋・償却資産)を所有している方が納める税金で、評価額を基に算定されます。土地と家屋については、原則として3年に1度の基準年度ごとに評価の見直し(評価替え)を行っています。平成24年度は、この基準年度に当たります。

*詳しくは、資産税課(本庁舎2階)で配布している「固定資産税のしおり」をご覧ください。

用語解説

地価公示価格

地価公示法に基づき、毎年1月1日時点の地価

市街化区域農地

市街化区域内で生産緑地を除く農地

課税標準額

税額を計算する基礎となる額。税額は、課税標準額に税率を乗じて求めます

固定資産評価基準

総務大臣が定める固定資産の評価基準で、評価の実施方法および手続きを定めたもの

再建築費評点補正率

前回評価替えから今回評価替えまでの3年間に生じた建築資材の物価変動率

土地の評価替えの仕組み

土地の評価替えについては、地価公示価格や不動産鑑定士の鑑定評価などに基づき、評価額を決定します。また、市内全域でバランスの取れたきめ細かい評価ができるように、平成24年度から市街化区域農地の評価等、一部評価方法を見直します。

税負担については、地域や土地によりばらつきのある負担水準(評価額に対する前年度課税標準額の割合)の不均衡を是正し、課税の公平性を促進するため、平成24年度からは、住宅用地(商業地等を除く)に係る課税標準額の据置特例措置を段階

的に廃止します。

従来、住宅用地や市街化区域農地を対象に、負担水準が80%以上100%未満の場合、今年度課税標準額を前年度課税標準額と同額とする据置特例措置が講じられてきましたが、その負担水準が90%以上100%未満に変更となりました。なお、この調整措置は、平成24年度、同25年度に実施され、同26年度以降は廃止されます。

また、土地の価格は3年間据え置くことが原則ですが、据置年度である平成25年度、同26年度において地価が下落している場合で、価格を据え置くことが適当でないときは価格の修正(下落修正措置)を行います。

家屋の評価替えの仕組み

家屋の評価額は、固定資産評価基準により、再建築価格に対して経年減点補正率を乗じて算出します。

再建築価格とは、評価の対象となった家屋と同一のものを評価替えの時点において、その場所に新築する場合に必要とされる建築費のことです。一般にいわれる家屋の取得価格、建築坪単価などとは異なり、前回の

評価替えで求められた、再建築費評点数に再建築費評点補正率を乗じて算出します。

経年減点補正率とは、家屋の建築後の年数経過によって生じる損耗による減価などを表したもので、構造や種類によって異なります。

平成24年度の再建築費評点補正率は、木造家屋が99%、非木造家屋が96%です。家屋の評価額が前年度を上回る場合は、前年度の評価額に据え置きます。

土地の負担水準と課税標準額について

課税標準額は負担水準によって計算が異なります。今回は、商業地などの宅地、住宅用地・市街化区域農地について解説します。

図A

商業地など(住宅用地以外の宅地など)

①負担水準が70%超

課税標準額を評価額の70%に引き下げ

②負担水準が60%以上70%以下

前年度課税標準額に据え置き

③負担水準が60%未満

前年度課税標準額に新評価額の5%を加算したものが今年度の課税標準額

額

*ただし、③で計算した結果の課税標準額が新評価額の60%を超える場合は60%に据え置かれます。また、新評価額の20%に満たない場合は、20%に引き上げられます。

図B

住宅用地・市街化区域農地

①負担水準が100%超

課税標準額を100% (住宅用地の特例等を適用後の評価額)まで引き下げ

②負担水準が90%以上100%以下

前年度課税標準額に据え置き

③負担水準が90%未満

前年度課税標準額に住宅用地特例等を適用した新評価額の5%を加算したものが今年度の課税標準額

*ただし、③で計算した結果の課税標準額が新評価額(住宅用地の特例等適用後)の90%を超える場合は、90%に据え置かれます。また、新評価額(住宅用地の特例等適用後)の20%に満たない場合は、20%に引き上げられます。

●住宅用地の特例等

住宅1戸につき200㎡までは、小規模住宅用地の特例として1/6を、200㎡を超える分については、一般住宅用地の特例として1/3を評価額に乗じて課税計算を行う特例です。

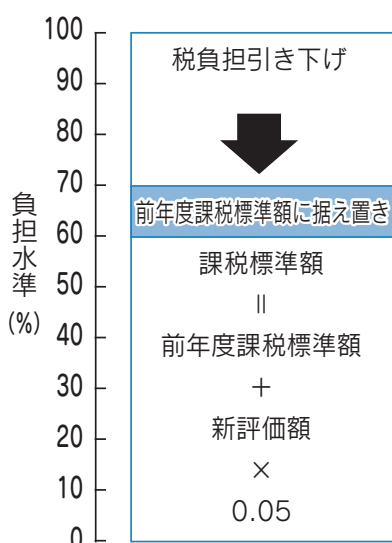
市街化区域農地の特例は1/3となります。

都市計画税についても、固定資産税と同様の調整措置が行われます。なお、特例率については小規模住宅用地が1/3、一般住宅用地および市街化区域農地が2/3となります。

$$\text{負担水準} = \frac{\text{平成23年度課税標準額}}{\text{平成24年度評価額}} \times 100$$

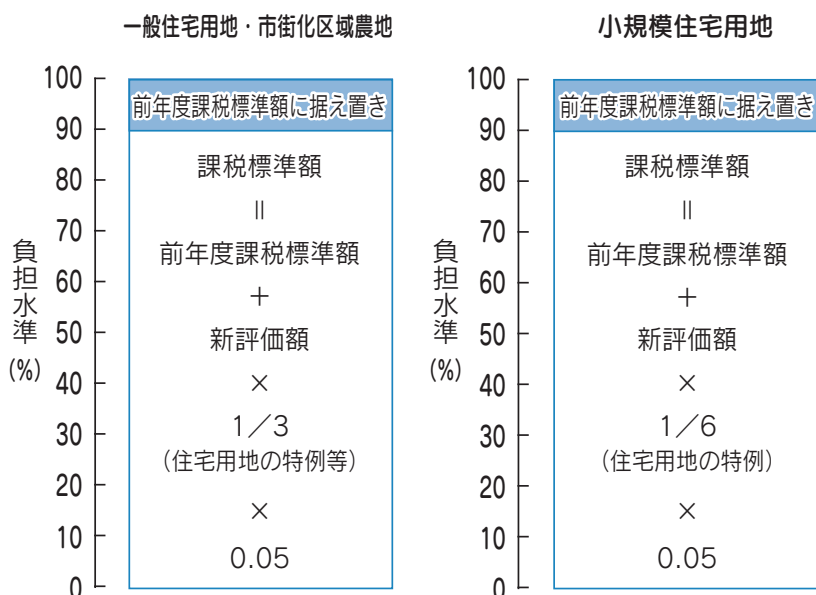
図A

商業地などの宅地



図B

住宅用地・市街化区域農地



次ページでは固定資産税のモデルケースをお知らせします

固定資産税のモデルケース

税額は、合計課税標準額の1,000円未満を切り捨てた後に、税率を乗じた額の100円未満を切り捨てて、算出します。(家屋の軽減税額算出時は除く)

また、市街化区域内の土地・家屋については、都市計画税が課税されます。

土地課税の場合

事例(200㎡の小規模住宅用地1筆)

- ・平成23年度課税標準額…2,800,000円
- ・同24年度評価額…24,000,000円
- ・同24年度特例後評価額…4,000,000円。
小規模住宅用地の特例を適用(評価額に1/6を乗じる)。

●上記の場合の固定資産税の求め方

①負担水準の算出

$$\frac{2,800,000\text{円}}{4,000,000\text{円}} \times 100 = 70\% \text{ (負担水準)}$$

②負担水準に応じた調整措置の適用

負担水準が70%なので小規模住宅用地90%未満の調整措置が適用されます(9ページ図B参照)。

$$\begin{aligned} & \text{平成23年度課税標準額} \dots 2,800,000\text{円} \\ & + \\ & \text{同24年度特例後評価額の5\%} \dots 200,000\text{円} \\ & \parallel \\ & \text{同24年度課税標準額} \dots 3,000,000\text{円} \end{aligned}$$

③平成24年度の税額算出

$$\begin{aligned} & \text{平成24年度課税標準額} \dots 3,000,000\text{円} \\ & \times \\ & \text{税率} \dots 1.4\% \\ & \parallel \end{aligned}$$

平成24年度固定資産税…42,000円

*平成24年度の評価額が前年度に比べ、下落もしくは据え置きとなっても負担水準が90%未満の土地については、税負担が緩やかに上昇します。

家屋課税の場合

事例(床面積100㎡、平成22年建築の木造専用住宅)

- ・建築時の1㎡当たりの再建築費評点数…91,000点
- ・再建築費評点数1点当たりの価格…0.99円
新築後3年間の軽減措置適用。評価額算出の計算で生じた1円未満の額は切り捨てます。

●平成23年度の固定資産税

$$\begin{aligned} & \text{建築時の1㎡当たりの再建築費評点数} \dots 91,000\text{点} \\ & \times \\ & \text{経年減点補正率} \dots 80\% \\ & \times \\ & \text{再建築費評点数1点当たりの価格} \dots 0.99\text{円} \\ & \times \\ & \text{床面積} \dots 100\text{㎡} \\ & \parallel \\ & \text{平成23年度評価額} \dots 7,207,200\text{円} \text{ (A)} \end{aligned}$$

$$\text{軽減税額} \dots \text{A} \times 1.4\% \times 50\% = 50,450\text{円} \text{ (B)}$$

$$\text{平成23年度の課税標準額} \dots 7,207,200\text{円} \text{ (C)}$$

$$\text{平成23年度固定資産税額} \dots \text{C} \times 1.4\% - \text{B} = 50,400\text{円} \text{ (1)}$$

●評価替えによる平成24年度固定資産税

$$\begin{aligned} & \text{建築時の1㎡当たりの再建築費評点数} \dots 91,000\text{点} \\ & \times \\ & \text{再建築費評点補正率} \dots 99\% \text{ (建築物価変動率)} \\ & \times \\ & \text{経年減点補正率} \dots 75\% \\ & \times \\ & \text{再建築費評点数1点当たりの価格} \dots 0.99\text{円} \\ & \times \\ & \text{床面積} \dots 100\text{㎡} \\ & \parallel \end{aligned}$$

$$\text{平成24年度評価額} \dots 6,689,100\text{円} \text{ (D)}$$

$$\text{軽減税額} \dots \text{D} \times 1.4\% \times 50\% = 46,823\text{円} \text{ (E)}$$

$$\text{平成24年度の課税標準額} \dots 6,689,000\text{円} \text{ (F)}$$

$$\text{平成24年度固定資産税額} \dots \text{F} \times 1.4\% - \text{E} = 46,800\text{円} \text{ (2)}$$

①-②…前年に比べ、3,600円の減少

「エコ・カジュアルマンス」始動

環境政策課 ☎224-5866

市では、冷房などによりエネルギー使用量が増える時期を「エコ・カジュアルマンス(節電推進月間)」とし、省エネルギーに努めています。今年度は、昨年に引き続き、夏期の電力不足が予想されることから、例年の6月から9月までの実施期間を拡大し、5月から10月までとしました。期間中、職員は原則ノーネクタイなどの軽装で勤務します。市民の皆さんのご理解をお願いします。

農産物販売先販売マップ 「川越プチマルシェ」 を配布します

農政課 ☎224-5939

市内各地で直売されている新鮮な野菜などの農産物。市では、そんな市内農産物の販売先を紹介するマップ「川越プチマルシェ」を作製しました。農政課(本庁舎5階)・農業ふれあいセンター・各公民館で配布しています。詳しくは農政課にお尋ねください。

5月20日(日)
オープニング
午前9時30分
川越運動公園

かわごえ90 繋がる川越未来へ向けて

スポーツ！グルメ！ みんな笑顔で川越フェスタ

政策企画課 ☎224-5503

(社)川越青年会議所共催。雨天決行。フリーマーケットも同時開催。当日直接会場。

●キッズフットサル夢プロジェクト

この日のために練習してきた子どもたちがフットサル大会に挑戦します。みんなで応援しよう。

時間：午前10時～午後4時

●小江戸プロジェクト2012

市民の皆さんから募集したレシピで作った5つの「小江戸」を食べ比べ。

定員：先着300人(午前10時から整理券を配布)

時間：午前11時45分～午後4時

●綱打ち体験

川越まつりの山車を引くための綱を作ります。

時間：午前10時～午後3時

●ゲストトークショー

元サッカー

日本代表の前

園真聖さんと

三浦淳寛さん

によるトーク

ショーを開催

します。

時間：午後1

時30分～午

後2時

●ドリーム・ダンス・デライト

子どもたちのダンスパフォーマンス。尚美学園大学チアダンス部によるエキシビジョンダンスもあります。

時間：午前10時～午後4時

●モザイクアート

当日、会場内で撮影した写真を使ってモザイクアートを作成します。ベストショットには、豪華賞品をプレゼント。

時間：午前10時～午後3時30分

●絵手紙～みんなで想いを伝えよう～

あなたの思いを絵手紙に込めて、大切な人に届けてみませんか。

時間：午前10時～午後4時

●風雲！小江戸城

忍者になって「吹き矢」「七曲り迷路」など数々の難所をクリアして、小江戸城を制覇しよう。

時間：午前10時30分～午後3時30分

●福島物産展

友好都市棚倉町など、福島県の名産品を販売します。福島を応援しよう。

時間：午前10時30分～午後3時30分

●グルメスタジアム

市内のグルメ店が集結。

時間：午前10時30分～午後3時30分

かわごえ90 ～子ども大学かわごえ特別公開授業～ 音楽の不思議と東京スカイツリー®のヒミツ

政策企画課 ☎224-5503

日時…7月7日(土)、午後1時～4時(受付＝正午から)

会場…尚美学園大学川越キャンパス(豊田町1丁目)

対象…小学4～6年生

定員…170人(抽選)

申し込み…往復ハガキの往信裏面に、参加児童全員(3人まで)の氏名・学校名・学年・電話番号を明記し、6月11日(月)(必着)までに〒350-8601川越市役所政策企画課(返信宛名は保護者の住所・氏名を記入)

1時限目

■管楽器のしくみと音色

いろいろな楽器が奏でる音色で、気持ちが変わるのはなぜ?体験しながら学んでみよう。講師は、尚美学園大学教授・後藤文夫さんと学生の皆さん。

■モーツァルトのオペラで感じる・声の「喜・怒・哀・楽」!

講師は、尚美学園大学教授・山崎岩男さん、ソプラノ・大隅智佳子さん、バリトン・久保和範さん、ピアノ・岸洋子さん。

2時限目

■東京スカイツリーのヒミツ

スカイツリーの建設から開業までの、さまざまなヒミツを探ります。講師は、東武タワースカイツリー株式会社広報宣伝部長・吉野誠一さん。



情報アラカルト

◆青空と桜若葉の伊佐沼ウォーキング

ボランティアグループやまぶき21主催。靴ひもの結び方、心拍数の計り方などポイントをおさえて歩く。5月14日(月)、午前10時～正午(受け付けは午前9時30分から)。市内在住の18歳以上。100円。当日直接農業ふれあいセンター。連絡先…福岡スミ ☎222-7563

◆霞ヶ関フォトクラブ展

同クラブ主催。5月16日(水)～21日(月)、午前9時～午後5時(初日は正午から、最終日は午後4時まで)。当日直接メルト。無料。連絡先…内山龍雄 ☎232-0039